

岡山県南広域都市計画汚物処理場の変更（倉敷市決定）

都市計画汚物処理場中倉 3 倉敷市白楽町し尿処理場を次のように変更する。

名 称		位置	面積	備考
番号	汚物処理場名	倉敷市	約 8,600 m <sup>2</sup>	
倉 3	（仮称）白楽町汚泥再生処理センター	白楽町		

「区域は計画図表示のとおり」

理由

倉敷市白楽町し尿処理場は昭和 40 年に供用開始し、施設整備後 53 年が経過しており、建物と設備の老朽化が著しい。そのため、隣接する白楽町ごみ焼却場の解体跡地の一部を含む敷地に、新たな汚泥再生処理センターを整備することにより、し尿及び浄化槽汚泥の安全で安定的な処理の継続を図るため、都市計画の変更を行うものである。

# 新旧対照表

(倉敷市決定)

(旧)

岡山県南広域都市計画汚物処理場

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	汚物処理場名			
倉3	倉敷市白楽町し尿処理場	倉敷市 白楽町	約 8,800 m <sup>2</sup>	

(新)

岡山県南広域都市計画汚物処理場

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	汚物処理場名			
倉3	<u>(仮称)白楽町汚泥再生処理センター</u>	倉敷市 白楽町	<u>約 8,600 m<sup>2</sup></u>	

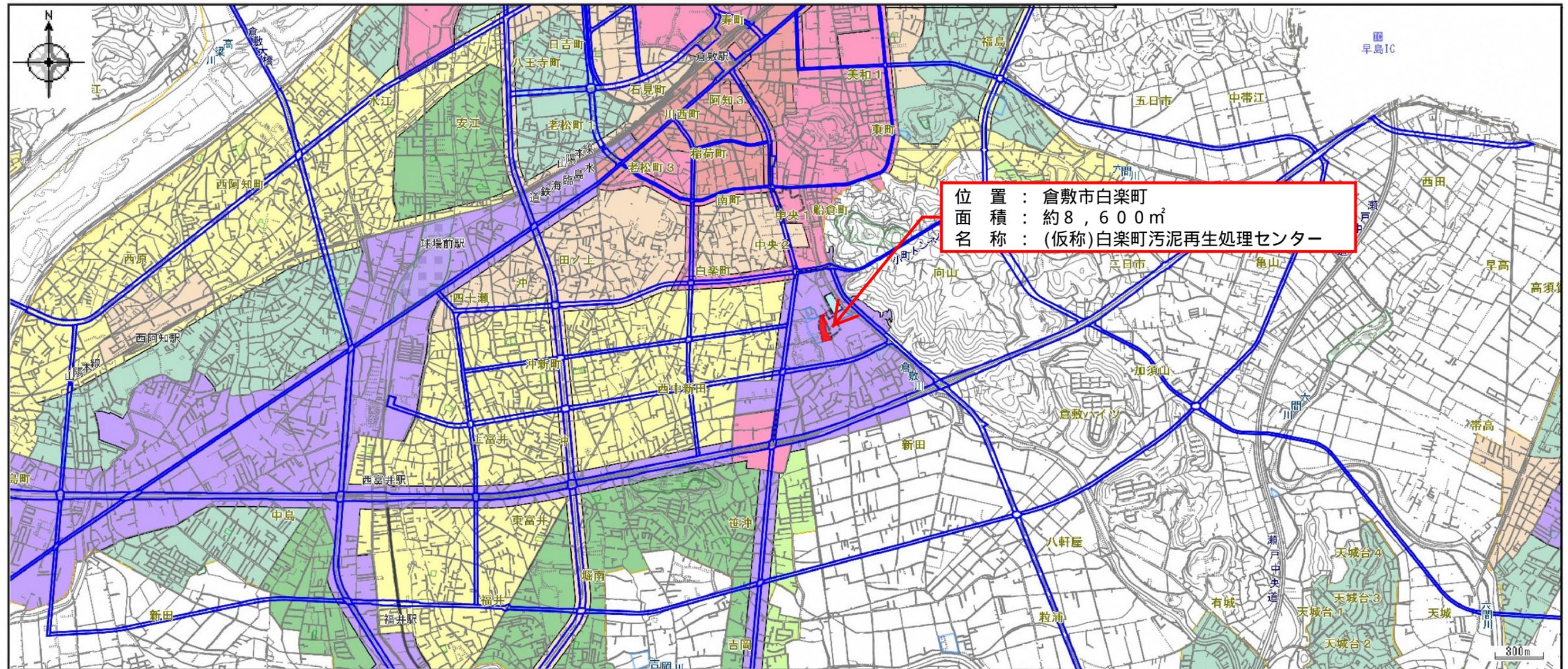
※変更箇所はアンダーライン部分である。

## 変更理由書

倉敷市白楽町し尿処理場は昭和40年に供用開始し、平成8年までの31年間、し尿処理施設として稼働した。また、平成8年に設置した浄化槽汚泥脱水装置により、現在まで、浄化槽汚泥処理施設として稼働しているが、施設整備後53年が経過しており、建物と設備の老朽化が著しいため、施設更新の必要性に迫られていた。

この度、隣接する白楽町ごみ焼却場が解体されることから跡地の一部を含む敷地において、し尿、浄化槽汚泥及び生ごみ等の有機性廃棄物を処理するとともに、資源を回収する機能を備えた汚泥再生処理センターを整備することにより、し尿及び浄化槽汚泥の安全で安定的な処理の継続を図るため、都市計画の変更を行うものである。

# 岡山県南広域都市計画 汚物処理場の変更 総括図 S=1/25,000 (倉敷市決定)



位置：倉敷市白楽町  
面積：約8,600㎡  
名称：(仮称)白楽町汚泥再生処理センター

用途地域		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域	第二種住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域
指定のない区域					工業専用地域



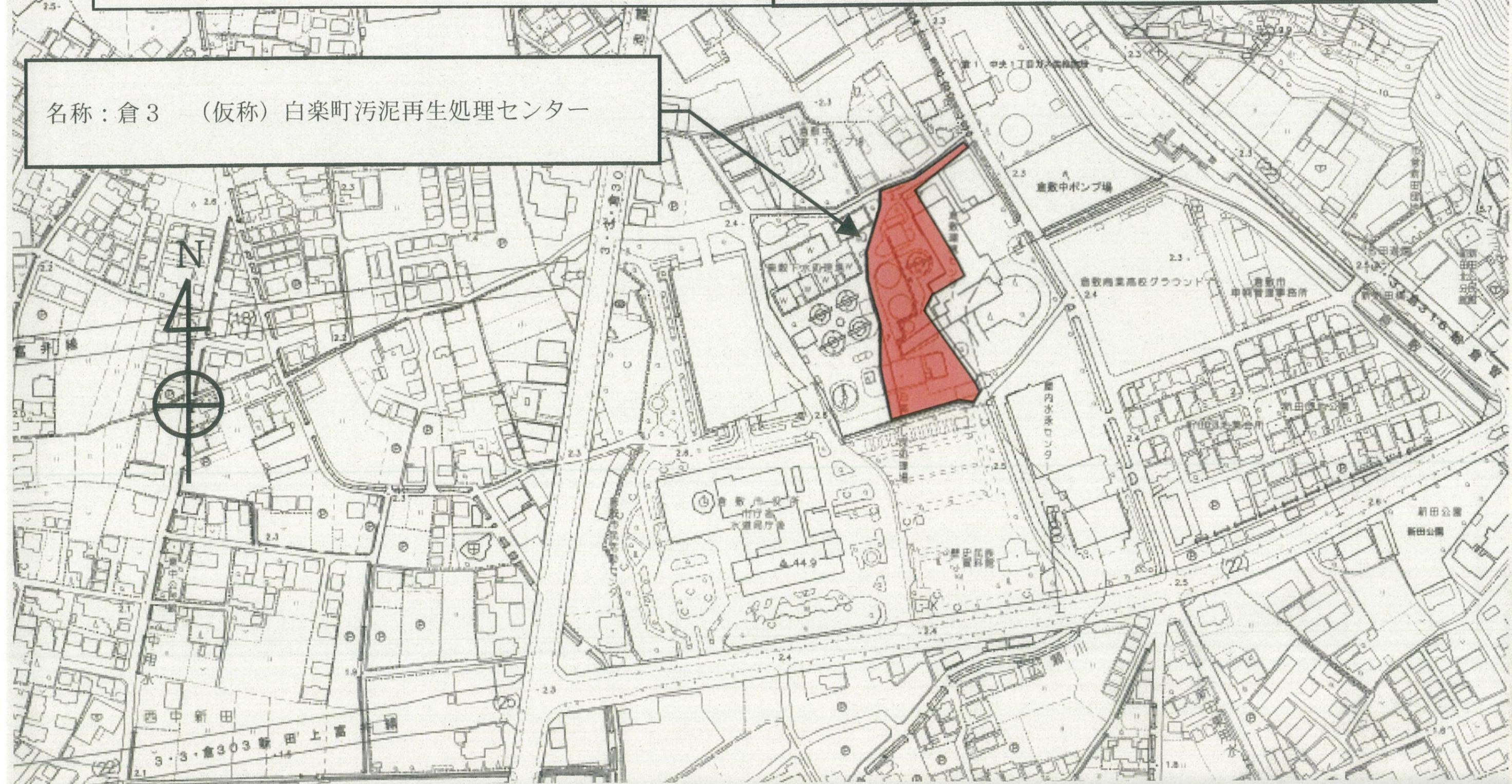
# 岡山県南広域都市計画汚物処理場の変更 計画図 (倉敷市決定)

位置：倉敷市白楽町

面積：約8,600m<sup>2</sup>

縮尺：S=1/2,500

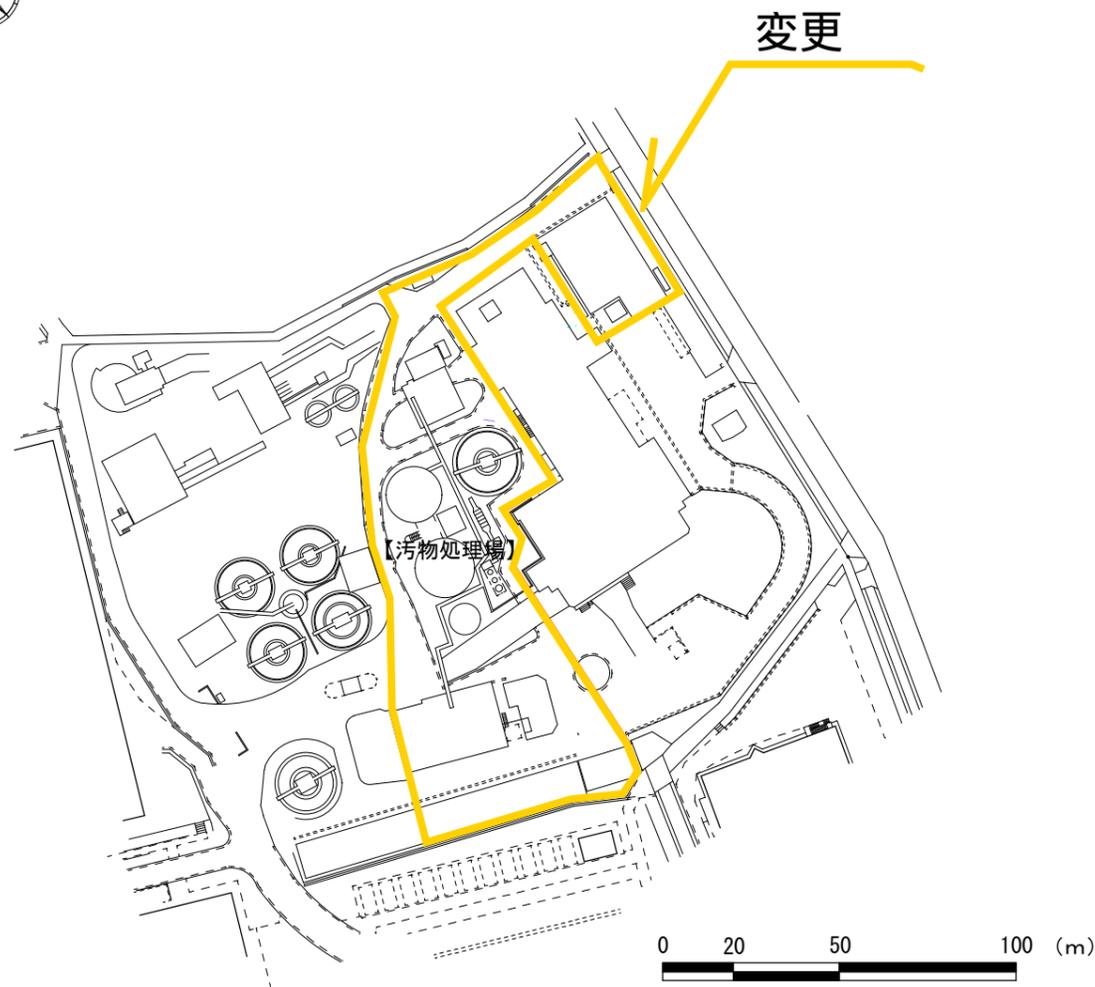
名称：倉3 (仮称) 白楽町汚泥再生処理センター



# 岡山県南広域都市計画 汚物処理場の変更（倉敷市決定）

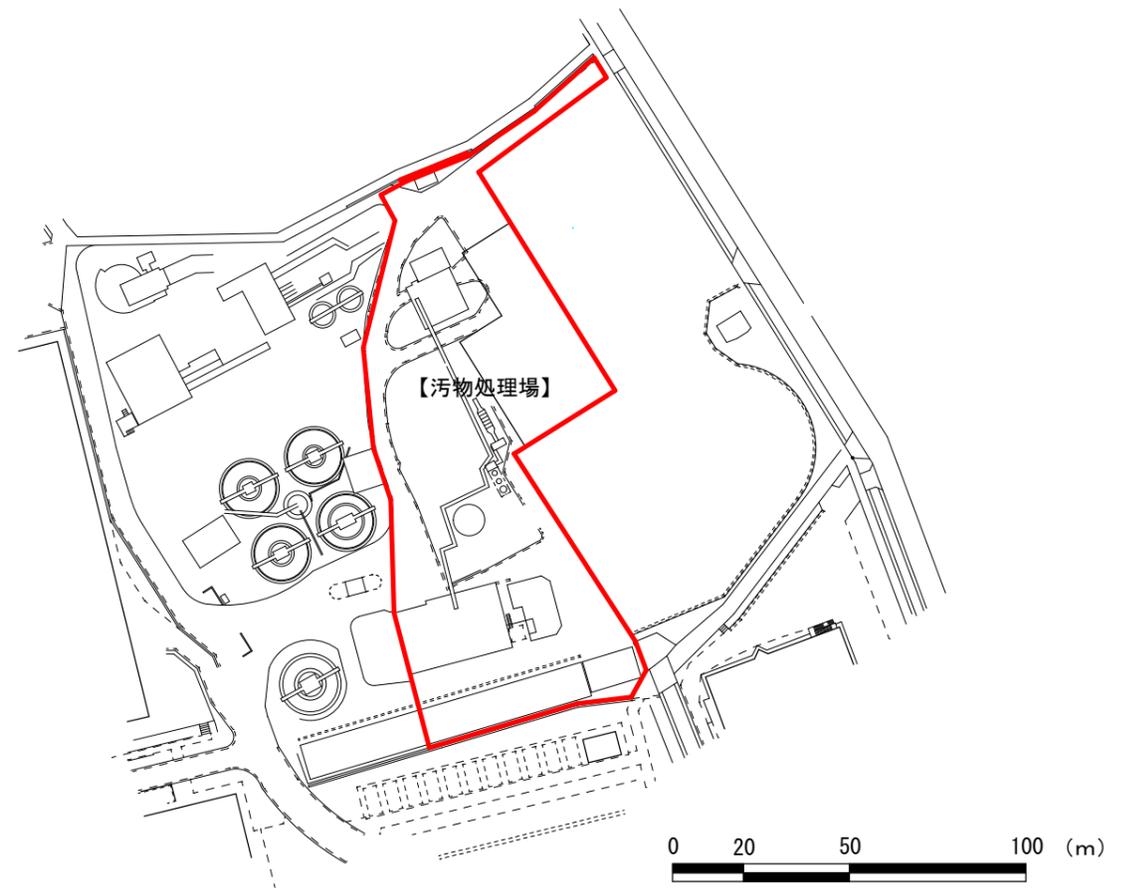
新旧対照図（参考図） S = 1 / 2, 000

## 旧



名称	倉敷市白楽町し尿処理場
	現況計画決定区域 A=8,800㎡

## 新



名称	(仮称) 白楽町汚泥再生処理センター
	計画決定区域 A=8,600㎡